



主眼事項	着 眼 点
	<p>ウ 精神障害者社会復帰対策等関係諸施策の活用が十分に検討されているか。</p> <p>エ 疾患に応じて医療機関との長期的な協力関係が確立されているか。</p> <p>オ 入所者の個別の状況の変化等について、保護の実施機関に随時連絡が行われているか。</p> <p>カ 通所事業の実施に当たっては、家族、保護の実施機関等関係機関と十分連携が図られているか。</p> <p>(2) 授産施設関係</p> <p>ア 入所者に対し、個別的に更生計画と実施方法を決定するため、総合診断会議を開催するなど、組織的検討が行われているか。</p> <p>イ 入所者の作業能力評価を適切に行い、心理的更生、職業的更生について配慮がなされているか。</p> <p>ウ 作業設備又は作業分担は、入所者の身体的状況等を勘案したものとなっているか。</p> <p>エ 作業環境、安全管理は適切に行われているか。</p> <p>オ 作業の内容、作業時間は入所者の身体的状況等を勘案した適正なものとなっているか。また、必要に応じて授産科目の見直し等が行われているか。</p> <p>カ 肢切断又は機能障害者に対し、作業能率を高めるための工夫がなされているか。</p> <p>キ 入所者の作業記録が適正に記録されているか。</p> <p>ク 授産事業に係る受注価格、販売価格は地域の同種の企業に比し適正なものとなっているか。</p> <p>ケ 授産事業に係る収入・支出は、授産事業会計により適正に処理されているか。</p> <p>コ 授産収入の算出、必要経費の算出は適正に行われているか。</p> <p>サ 工賃の支払いは適正に行われているか。</p> <p>シ 他の施設等の行う作業会計等との負担が適正に行われているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
<p>第2. 社会福祉施設運営の適正実施の確保</p> <p>1. 施設の運営管理体制の確立</p>	<p>健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。</p> <p>(1) 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。</p> <p>(2) 必要な諸規程は、整備されているか。 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。</p> <p>(3) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。</p> <p>(4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。 ア 通所事業等を実施する施設にあっては、指導員等の加配が行われているか。 イ 各種加算に見合う職員が配置されているか。 ウ 職員研修は具体的に計画が立てられるなど、積極的かつ計画的に実施されているか。 エ 労務管理等施設の運営管理は適正に行われているか。 また、労働基準法関係の諸届出は適正になされているか。</p> <p>(5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。</p> <p>(6) 施設長に適任者が配置されているか。 ア 施設長の資格要件は満たされているか。 イ 施設長は専任者が確保されているか。 施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。</p> <p>(7) 生活指導員の資格要件は満たされているか。</p> <p>(8) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。</p> <p>(9) 施設設備は、適正に整備されているか。 また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
<p>2. 必要な職員の確保と職員処遇の充実</p> <p>(1) 適切な給与水準の確保</p>	<p>(10) 運営費は適正に運用され、また弾力運用も別途通知に基づき適正に行われているか。</p> <p>(11) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。</p> <p>(12) その他の施設運営に関する事項</p> <p>ア 施設運営に関する自主的内部点検が行われているか。 また、施設運営の改善に、職員の創意工夫等が反映されているか。</p> <p>イ 市町村、保健所、医療機関、社会福祉協議会等との連携は、適切に行われているか。</p> <p>ウ 介護機器・省力化機器の設備導入等の創意工夫が行われているか。</p> <p>エ 感染症等の予防対策は、適切に行われているか。 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じているか。</p> <p>優秀な人材を安定的に確保するため、資質向上のための研修の充実や福利厚生の実施等、職員処遇が充実されるよう努めているか。</p> <p>(1) 給与水準は、施設所在地の地方公共団体等の給与水準を勘案する等妥当なものとなっているか。</p> <p>(2) 施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて高額とされていないか。</p> <p>(3) 給与規程に初任給格付基準表、前歴換算表、標準職務表が整備され、給与格付、昇格、昇給、各種諸手当等は適正に支給されているか。 また、非常勤職員等に対する雇用契約、賃金の支払い等が適正に行われているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
<p>(2) 労働時間の短縮等労働条件の改善</p>	<p>(1) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。  ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。  イ 週40時間の労働時間が守られているか。  ウ 年次有給休暇等の取扱いは、適切に行われているか。  エ 産休、育児休業等の取扱いは、適切に行われているか。</p> <p>(2) 夜勤、宿日直関係  ア 夜勤、宿日直等の取扱いは、適切に行われているか。  イ 寮母等の夜間勤務を行う者について、長時間勤務の解消について努力がなされているか。  また、設備、備品等夜勤等を行う者への福利厚生は、十分な配慮がなされているか。</p> <p>(3) 職員への健康管理は、適正に実施されているか。</p> <p><u>なお、前年度又は当該年度において、労働基準法等関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。</u></p>
<p>(3) 業務体制の確立と業務省力化の推進</p>	<p>業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。</p> <p>ア 職員の所掌業務が明確にされ、それが有機的に機能しているか。  イ 専門職員、非常勤職員等各種の職員の組み合わせによるなど効率的な業務体制を確立するよう努めているか。  ウ 介護機器、業務省力化機器の導入及び業務の外部委託の推進等による業務の省力化の努力がなされているか。</p>
<p>(4) 職員研修等資質向上対策の推進</p>	<p>職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。</p> <p>ア 研修が職員に対して計画的に行われているか。  また、参加者の偏りがいないか。  イ 職種別の外部研修等への参加が行われているか。  ウ 介護福祉士等の資格取得への配慮がなされているか。  エ 研修内容が、職員会議等において、他の職員へ周知、紹介されているか。また、研修記録が整理されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
(5) 福利厚生等の 士気高揚策の充 実	<p>福利厚生等の充実に努めているか。</p> <p>ア 職員に対するレクリエーション等士気高揚策について配慮がなされているか。</p> <p>イ 職員の健康管理の増進等に努めているか。</p>
(6) 職員の確保及 び定着化	<p>職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。</p> <p>ア 職員の計画的な採用に努めているか。 また、養成施設に対する働きかけは積極的に行われているか。</p> <p>イ 雇用条件の明示等職員採用の適正化に努めているか。</p> <p>ウ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。</p> <p>エ 福祉人材センター等が行う事業について、その活用に努めているか。</p>
3. 防災対策の充実 強化	<p>防災対策について、その充実強化に努めているか。</p> <p>ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。</p> <p>イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。</p> <p>ウ 非常食等の予測される物資の把握及び平常時からの相互支援関係にある施設、近隣施設等の協力体制について検討されているか。</p> <p>エ 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。</p> <p><u>なお、前年度又は当該年度において、消防法関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。</u></p>

## 5 社会福祉法人の指導監督の見直しについて

### (1) 社会福祉法人の指導監査の見直しについて

社会福祉法人の指導監査については、近年、運営に関わる不適切な事例が散見される状況にあり、これらを未然に防止し、適正な法人運営を確保するため、問題のある法人については、より厳正な指導監査の徹底が求められている。

その一方で、毎年、社会福祉法人が増加傾向にある中で、より効率的で実効ある監査が必要とされてきていることや、法人経営に対して極めて詳細に立ち入った指導を行ってきた従来型の行政の関与のあり方について見直しが必要となっている。

このため、社会福祉法人の指導監査については、従来、ややもすると平板的となっていた指導監査（実地監査及び書面監査）の方法を改め、法人運営における関係法令の遵守状況や、施設及び事業経営における積極的な法人の取組み等を評価することにより、監査対象を大きな問題がある法人に重点化し、メリハリのある監査にするとともに、法人監査と施設監査で重複する指導監査事項等について整理をすることとし、今般、「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」（局長通知）（以下「指導監査要綱」という。）の改正を行うこととしたので、よろしくお願ひしたい。

※ 「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」の改正（案）については、参考資料3-1のとおり。

#### ア 監査対象法人の重点化

社会福祉法人に対する監査については、従来、特に運営に問題が認められない法人については実地監査を2年に1回とし、実地監査を行わない年度においては、書面監査を実施することとしてきたところである。

今回の改正は、これまでの監査方法を改め、1つは、監査対象を法令遵守の点から大きな問題がある法人については、実地監査を年1回又は随時実施することとし、法人運営における関係法令の遵守状況から特に大きな問題が認められない法人については、実地監査を2年に1回としたこと。

2つ目は、上記に加え、外部監査の実施や苦情解決への取組み、福祉サービス第三者評価の受審、地域に開かれた事業運営、地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献事業等、施設経営における積極的な取組み等を実施する法人については、所轄庁の判断により、実地監査を4年に1回に緩和することができることとしたこと。

また、実地監査を2年又は4年に1回とした場合について、実地監査を行わない年度における書面監査についても行わないこととした。

## ○ 改正の概要

### (ア) 監査対象法人の重点化

指導監査対象法人を次の3段階に分類し、実地監査回数を見直しを図り、書面監査を廃止する。

	監 査 対 象 法 人	具体的な要件	実地監査回数
A	法人運営における関係法令の遵守状況から特に大きな問題が認められない法人であって、外部監査の実施等、施設経営における積極的な取組みを実施している法人	下記(イ)①	4年に1回
B	法人運営における関係法令の遵守状況から特に大きな問題が認められない法人	下記(イ)②	2年に1回
C	A, B以外の法人	—	年1回 又は 随時

### (イ) 具体的な要件

#### ① Aに該当する法人（4年に1回）

下記【評価基準】①を満たした上で、次のいずれかを満たしている法人

- ・ 下記【評価基準】②アに取り組んでいる法人
- ・ 下記【評価基準】②イに取り組んでいる法人

#### ② Bに該当する法人（2年に1回）

下記【評価基準】①を満たしている法人



【評価基準】

① 法令遵守の状況

- ア 社会福祉法人本部の運営について、社会福祉法及び関係法令・通知（社会福祉法人に係るものに限る）に照らし、特に大きな問題が認められない。
- イ 当該法人が経営する施設など社会福祉事業等について、施設基準・運営費や報酬の請求等に特に大きな問題が認められない。

② 法人の積極的な取組みの評価

- ア 外部監査の活用により法人の財務状況の透明性・適正性が確保されている
- イ 苦情解決への取組みが適切に行われており、かつ、以下のいずれかの内容に積極的に取り組んでいる。
  - (7) 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果についても公表を行い福祉サービスの向上に努めている。
  - (8) 地域社会に開かれた事業運営が行われている。
  - (9) 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいる。

なお、外部監査については、平成16年3月2日の社会・援護局関係主管課長会議において、その実施者を公認会計士及び監査法人（以下「公認会計士等」いう。）、税理士の他、会計に関する専門家や社会福祉事業について学識経験を有する者等とし、外部監査の範囲には、「財務状況以外の事項（法人の組織運営、事業等）の監査」が含まれているが、上記の【評価基準】①と重複することから、4年に1回とする運用に当たっては、以下の点にご留意願いたい。

○ 外部監査の実施者

外部監査は、社会福祉法人の財務管理等について優れた見識を有する者が行うこと。具体的には、公認会計士及び監査法人（以下「公認会計士等」い

う。）、税理士。

○ 外部監査の範囲

- ① 公認会計士法に基づき公認会計士等が行う財務諸表の監査
- ② 公認会計士等、税理士が行う会計管理体制の整備状況の点検等

○ 法人の財務状況の透明性、適正性に係る判断基準

次の点について考慮の上判断すること。

- ・ 当該外部監査の報告書の記載から、財務状況等について重大な問題点が指摘されていないこと。また、問題がある場合には、法人から改善計画が所轄庁に提出されていること。
- ・ 現況報告書が適正に提出され、問題が見受けられないこと。
- ・ 外部監査の受審頻度については、社会福祉法人審査基準において望ましいとされている「資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人は2年に1回程度、これらに該当しない法人についても5年に1回程度」を目安とされたい。

※ その他、上記の【評価基準】の運用に関しては、参考資料3-2『「社会福祉法人指導監査要綱」の改正に係る基本的考え方』を参照のこと。

イ 指導監査事項の改正

現行の法人監査については、過度に詳細な指導が行われているとの意見や、施設監査や他法の検査等との重複がみられるとの指摘を受けていることから、今回の改正において、法人監査の指導監査事項については、以下の考え方に基づいて整理したのでご了知おき願いたい。

- (ア) 法人監査と施設監査で重複する指導監査事項については、施設監査において実施されることが適当なものを法人監査から削除  
(例：社会福祉施設の長の資格、社会福祉事業の設置及び運営基準の遵守 等)

- (イ) その他、指導監査事項として内容が重複しているもの等については削除